

学校教育法施行令の改正について

平成 25 年 8 月 26 日に学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 244 号）が公布されました（平成 25 年 9 月 1 日施行）。

改正の趣旨

平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行った。

改正の概要

（1）就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、同令第 22 条の 3 の表に規定する程度のものをいう。）について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としていた従来の規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。

（2）視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行った。

（3）保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、従来は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされていたところ、これを小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととするよう、規定の整備を行った。

● 学校教育法施行令 新旧比較（一部抜粋） ●

（※ 平成 25 年 8 月 26 日公布，同年 9 月 1 日施行 下線部は変更箇所）

改正後	改正前
第一章 就学義務 第二節 小学校、中学校及び中等教育学校 （入学期日等の通知、学校の指定） 第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、<u>認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。</u> （削除） （削除）	第一章 就学義務 第二節 小学校、中学校及び中等教育学校 （入学期日等の通知、学校の指定） 第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）<u>で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。</u> 一 <u>就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）以外の者</u> 二 <u>視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）</u>

改正後	改正前
2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、<u>第六条の三第一項</u>、第七条及び<u>第八条</u>において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。 3 前二項の規定は、<u>第九条第一項又は第十七条</u>の届出のあつた就学予定者については、適用しない。 第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（<u>認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。</u>） 二 （略） 三 <u>第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）</u> 四 <u>第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）</u> 五 <u>第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）</u> 六 <u>第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）</u> 七 （略）	2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、<u>第六条の三</u>、<u>第六条の四</u>、<u>第七条</u>、<u>第八条</u>、<u>第十一条の二</u>、<u>第十二条第三項及び第十二条の二</u>において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。 3 前二項の規定は、<u>第九条第一項</u>の届出のあつた就学予定者については、適用しない。 第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（<u>視覚障害者等（認定就学者を除く。）</u>）及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。） 二 （略） 三 <u>第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定就学者の認定をしたもの</u> 四 <u>第十条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒</u> 五 <u>第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定就学者の認定をしたもの（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）</u> 六 <u>第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定就学者の認定をしたもの（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）</u> 七 （略）

改正後	改正前
第六条の二 （略） 第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、<u>その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である</u>と思料するもの（<u>視覚障害者等でなくなつた者を除く。</u>）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。 2 （略） 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、<u>当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは</u>、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。 4 （略） 第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、<u>中学校又は中等教育学校</u>に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、<u>中学校又は中等教育学校</u>の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。 第七条、第八条 （略）	第六条の二 （略） 第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態の変化により<u>認定就学者として</u>小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。 2 （略） 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、<u>認定就学者として</u><u>小学校又は中学校に就学させることが適当でない</u>と認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。 4 （略） 第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で<u>認定就学者として</u>小学校<u>又は中学校</u>に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校<u>又は中学校</u>の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。 第七条、第八条 （略）

改正後	改正前
(区域外就学等) 第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。 2 (略) 第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。 第三節 特別支援学校 (特別支援学校への就学についての通知) 第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち<u>認定特別支援学校就学者</u>について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。 2 (略) 3 前二項の規定は、<u>第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。</u>	(区域外就学等) 第九条 児童生徒等のうち<u>視覚障害者等以外の者</u>をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。 2 (略) 第十条 学齢児童及び学齢生徒のうち<u>視覚障害者等以外の者</u>でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。 第三節 特別支援学校 (特別支援学校への就学についての通知) 第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち<u>視覚障害者等</u>について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。<u>ただし、認定就学者については、この限りでない。</u> 2 (略) (新設)

改正後	改正前
第十一条の二 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。 第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。 2 <u>第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</u> 第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、<u>同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</u>	第十一条の二 前条の規定は、小学校に<u>認定就学者として</u>在学する学齢児童で翌学年の初めから<u>中学校又は特別支援学校の中学部</u>に就学させるべきものについて準用する。 第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち<u>視覚障害者等</u>について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。 (新設) 第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について準用する。この場合において、<u>同条中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</u>

改正後	改正前
3 <u>第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。</u> 第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、<u>その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。</u> 2 <u>第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。</u> (学齢簿の加除訂正の通知) 第十三条 (略)	3 <u>第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、前項において準用する第十一条ただし書の規定により認定就学者として小学校又は中学校に就学させることが適当であると認めるものについて現に在学する小学校又は中学校に引き続き就学させるときは、第一項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。</u> 第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で認定就学者として小学校又は中学校に在学するもののうち<u>障害の状態</u>の変化によりこれらの小学校<u>又は中学校</u>に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校<u>又は中学校</u>の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。 2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。 3 <u>第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、前項において準用する第十一条ただし書の規定により認定就学者として小学校又は中学校に就学させることが適当であると認めるものについて現に在学する小学校又は中学校に引き続き就学させるときは、第一項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。</u> (学齢簿の加除訂正の通知) 第十三条 (略)

改正後	改正前
<u>(区域外就学等の届出の通知)</u> <u>第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。</u> （特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定） 第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。 2 （略） 3 前二項の規定は、<u>前条の通知を受けた児童生徒等</u>については、適用しない。 第十五条、第十六条 （略） （区域外就学等） 第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨を<u>その児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会</u>に届け出なければならない。	（新設） （特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定） 第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等、<u>第十八条の通知を受けた学齢児童及び学齢生徒並びに</u>特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。 2 （略） 3 前二項の規定は、<u>第十七条の届出のあつた児童生徒等</u>については、適用しない。 第十五条、第十六条 （略） （区域外就学等） 第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨を、<u>その児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会を経由して、その住所の存する都道府県の教育委員会</u>に届け出なければならない。

改正後	改正前
第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。 第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取 第十八条の二 市町村の教育委員会は、<u>児童生徒等</u>のうち視覚障害者等について、第五条（<u>第六条（第二号を除く。）</u>）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（<u>第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項</u>）において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。	第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を、<u>当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会を経由して、その住所の存する都道府県の教育委員会</u>に通知しなければならない。 第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取 第十八条の二 市町村の教育委員会は、<u>翌学年の初めから認定就学者として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者</u>について、第五条（<u>第六条第一号</u>）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（<u>第十一条の三</u>）において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。